

店舗でのCOVID-19対策に必要な経費を補助します

町内で飲食店を経営する事業者に対し、COVID-19対策のための物品購入や設備導入等に要した経費について、**五戸町クリーンな空間づくり補助金**を交付します。
COVID-19の第二波や忘新年会時期の感染拡大防止のため、補助金を活用して対策をしましょう。

対象品目

補助金申請にあたっては、①・②・③の購入が必須です。

以下①～⑦の購入・導入に係る経費 ※は想定される用途や効果

① 非接触型体温計または非接触型温度計

※ 店舗入口で来店客の体温測定を非接触で実施

② 消毒液自動噴霧器または足踏式消毒液スタンド

※ 店舗入口で来店客の手の消毒を非接触で実施

③ 従業員用フェイスシールド

※ 業務中・接客中の従業員が装着

④ つい立て（購入、自作問わず）

※ 客同士、客と従業員を仕切って飛沫拡散を防止

⑤ 飲食スペースへの換気扇設置

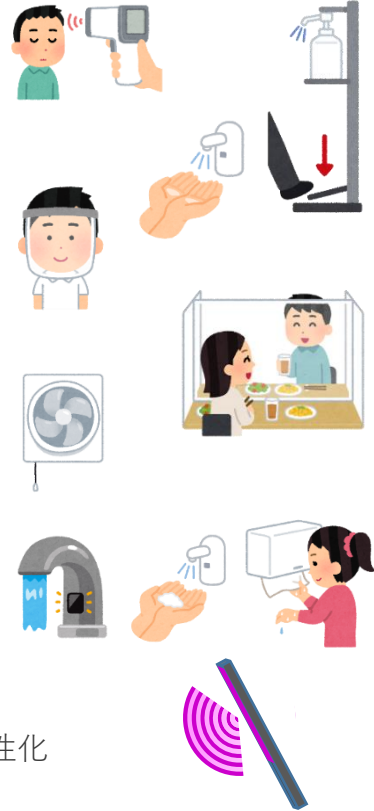
※ 飲食スペースの換気による集団感染の対策

⑥ 客用手洗場の自動水栓化、自動水石鹼供給栓取付け、壁掛け型ペーパータオルホルダー設置

※ 手洗場の非接触化による感染症の拡大防止

⑦ 紫外線UV-C照射器機

※ 紫外線UV-Cを照射し、テーブルや食器等のウイルスを不活性化



補助金額

補助率：10/10

補助上限額：税抜20万円または30万円（※）

ただし、①～③は合計で税抜3万円が補助上限額です。

※防火管理者届出で、収容人数100人以上の店舗

対象期間

令和2年4月1日から令和3年1月31日までに購入及び導入した①～⑦に係る経費が補助対象です

交付申請期限

令和2年10月31日（金）まで

※原則、購入及び導入前に町への交付申請が必要です

ウラへ続く

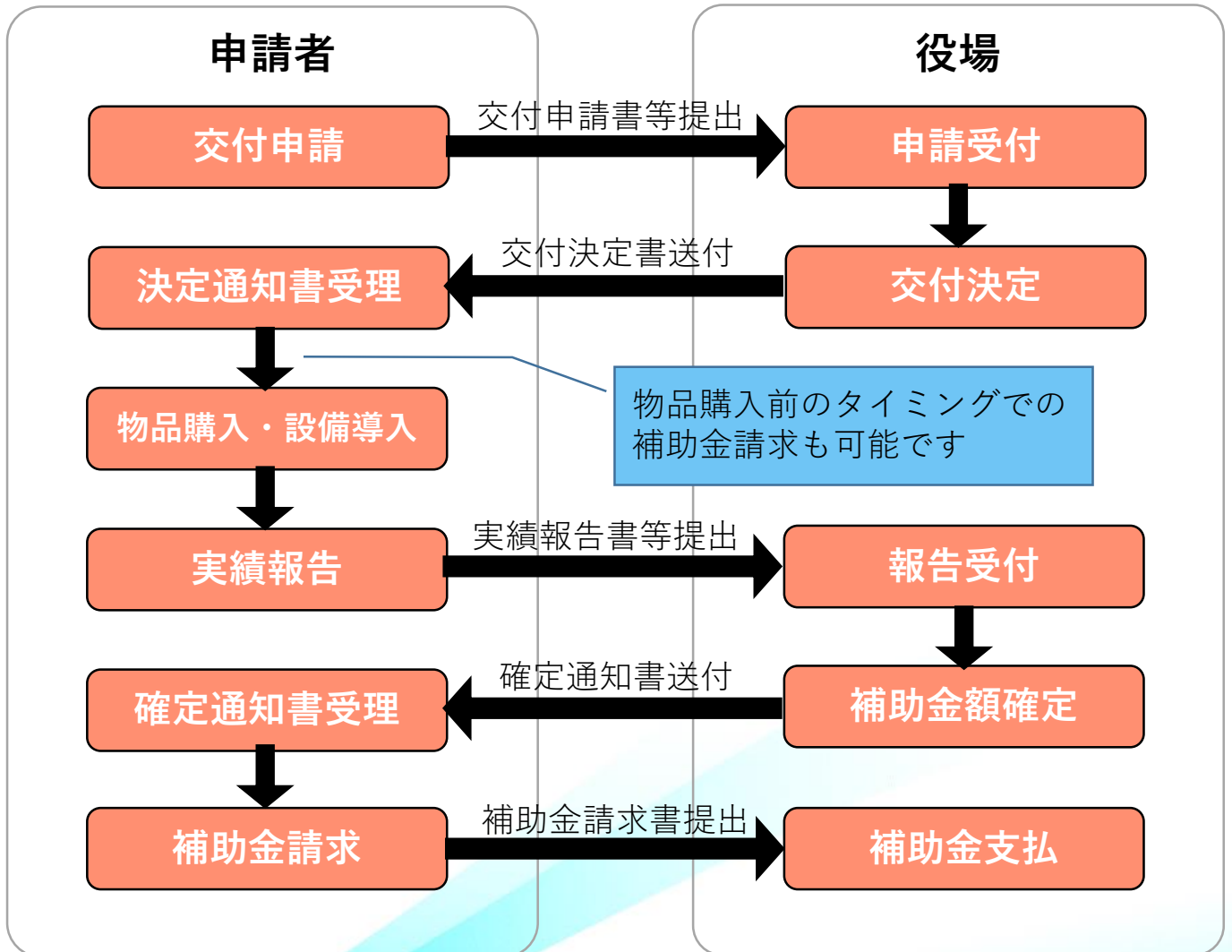
交付申請に必要な書類

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 営業に当たり必要な許可等を受けていることを証する書類の写し
- (4) 購入・導入するものの見積書等
- (5) 防火管理者選任届出書の写し

※防火管理者届出で、収容人員100人以上の店舗のみ

補助金交付の流れ

以下は一般的な手続きについて記載しています。



問合せ・申請提出先

可能な限り郵送での申請をお願いします

〒039-1513 五戸町字古舘21-1
五戸町総合政策課 政策調整室
電話：0178-62-2111 内線238
メール：seisaku@town.gonohe.aomori.jp

詳しくは
五戸町
ホームページ

